

全国高等学校登山大会審査確認事例

この「全国高等学校登山大会審査確認事例」は、全国大会の審査をわかりやすくすること、日常の登山活動に活かすことなどを旨として作成しました。全国部報掲載の「審査基準と指導目標」や「審査員長の講評、審査報告」とあわせて、翌年度の大会や登山活動の参考にしてください。

この「全国高等学校登山大会審査確認事例」について質問等がある場合は、各都道府県の委員長を通して事務局へ申し出てください。

下記掲載の「観点」について

以下に示す「観点」は、過去の大会の審査を通じて蓄積された資料に基づき、それらを整理したものです。

登山はまさに「生き物」です。山域や標高、地形や気象条件などによって、その時、何をすべきかが刻々と変化し、さらに技術や装備の進歩によって登山の常識が変わることがあります。よって、審査基準の冒頭に「安全登山」の推進を第一義にもとめる登山大会の審査においては、以下に掲載する「観点」と、それともなう評価が変わる場合があることを付言します。

※表内の「観点」の文言は、枠の関係で簡略化した表現となっています。

1 体力

- (1) 設定された登山コースを歩き、その登山行動にふさわしい体力があるかどうかを総合的に評価する。
- (2) 原則として、大会2日目及び3日目は15点満点、大会4日目は10点満点として審査し、その得点を合計する。
- (3) チーム行動では規定時間・制限時間を設け、それに基づいた得点の算出を行う。
- (4) 体力の審査は、下表により「A（普通に歩けている）・B（やや劣っている）・C（劣っている）」の観点で評価する。ただし、このうち「間隔」については、下り、危険箇所などでは柔軟に判断する。

		観 点
体 力	A	・ 一定のリズムで歩いており、表情にも落ち着きや余裕がうかがえる。
	B	・ リズム感がなく、明らかに登りでのペースが遅い。 ・ 頻繁に立ち止まる（前のチームに進路を塞がれている場合を除く）。 ・ 息遣いが荒い（通常の登山者と比較して異常である）。 ・ 苦しそうな表情を浮かべている。 ・ チーム内のメンバー間の間隔が3m以上開く。 ・ チーム間の間隔が5m以上開く（隊行動の場合）。 ・ 審査員がいる場所の手前で止まり、あるいは減速した後、ペースを整えようとする。
	C	・ Bに挙げた状況が著しく悪い。

チーム行動において、タイムレースのようなペースで登り、呼吸が乱れたり苦しそうな表情になっていたりする場合は、どれだけ速くても上記によりBの評価とする。

- (5) 「離脱」に該当しないチームの場合、1日の体力点は、その日の満点の30%以上とする。
- (6) 「離脱」および「棄権」の場合の体力点は以下の通りとする。このうち「班離脱」は隊行動を行うときのみ適用する。 ※「離脱」等の規定については別掲参照
 - 班離脱 → その日の体力点を満点の30%とする
 - 隊離脱 → その日の体力点を満点の30%とする
 - 行動離脱 → その日のすべての審査を0点とする
 - 棄 権 → すべてを参考点として順位は付けない
- (7) 体力不足による「班離脱」ではなく、トイレ等の生理現象等で、短時間、班を離れる場合は「班離脱」の対象とはしない。
- (8) 最終日の審査員による審査は原則として午前中で終了となるが、体力点は登山行動終了までを対象とする。

2 歩行技術

- (1) 安全確実な歩行技術が身についているかなどを審査する。
- (2) 歩行技術の審査では、歩行バランス、適度な歩幅、スリップ、転倒しない、走らない、リズムカルな歩行などを審査する。
- (3) 安全確保のため、歩行中は原則として両手をあけること。地図や記録書等を常時手に持ち歩くことは適切でない。
- (4) 歩きながら地図を見たり、記録を取ったりはすべきではないが、隊や班の進行が止まった状態で安全であれば行う

てもよい。

- (5) 安全が確保されていればハイドレーション・システム（ドリンクチューブ）等を使用して歩きながら水分を補給してもよい。ただし、チューブを固定するなどして行動の障害にならないようにする。

観 点		
歩 行	転倒する	靴紐がほどけている
	しりもちをつく	歩きながら地図を見る、記録を取る（常時所持）
	スリップする	首に紐などをぶら下げている（紐の処理、危険排除）
	バランスを崩し、手をつく	必要に応じた手袋の使用
	走る、飛び降りる	その他（審査員会で協議）
	通過にもたつく	

- (6) 紐付きの筆記用具は、常時、首からぶら下がった状態とならないよう、ボールペン等はポケットに入れるなどの処理をする。タオルを首に掛ける場合は襟の中に入れる。
- (7) 安全のため、靴ひもの末端処理を行う。また、必要に応じて手袋を着用する。
- (8) 落石を発生させてしまったときは、「落石！」（「ラクッ！」）と叫び、下を歩く登山者にいち早く知らせる。

3 装備

- (1) 必要品の所持、数量、使用法、保管、パッキングが適切であるかなどを審査する。
- (2) 審査基準記載の個人および共同携行品リスト、服装の規定、救急装備から品目を抽出して審査する。
- (3) 審査基準の装備以外でも、その大会の要項、予報等で求めたものは審査の対象とする。
- (4) 装備検査の対象となった装備品は、携行している状態のままで提示する。防水については、個々にジッパー付きポリ袋もしくは防水機能付き袋に入れ、必ず封をする。ただし、シュラフについては大型のポリ袋で包み込むことも認める。個々に防水をする必要のあるものについては、他のものと同封しないこと。
- (5) ツェルトは大きさを問わない。
- (6) コンロは複数台所持し、燃料の予備を1日分程度持つ。
- (7) 救急装備は、医薬品類として消毒薬・虫さされ薬・湿布薬・救急絆創膏、またそれに付随するものとして体温計・三角巾・包帯・テーピング（幅35mm以上、巻きの厚さが1cm以上で固定するための非伸縮性のテープ）を所持する。風邪薬・整腸剤（胃腸薬）・鎮痛（解熱）剤等は、必要ならば個人で持参する。
- (8) 持参する医薬品については、製造元の記した医薬品名・効能・使用法・有効期限がわかるようにする。
- (9) 救急装備は、防水や衛生を考えながら一つのケースにまとめ、破損にも注意する。
- (10) ラジオやライトは電池の絶縁か、電源が入らない何らかの工夫をする。スイッチのホールド機能も可とする。
- (11) 予備食は下山が遅れた時などに対応するもので、通常の食事に準ずる内容のものである。コンロを使用することを前提に、メンバーの1日分程度（1人あたり1食300kcal以上のものを2食以上）をチーム（選手4人分）として持参する。また、通常の食料と区別がつくよう、予備食であることを明記する。
- (12) 修理具は、ペンチまたはプライヤー・針金（50cm以上）・針と糸・布ガムテープまたはリペアテープとする。
- (13) 防寒着はウール素材か羽毛素材、フリース素材等厚みのある保温性の高いもので、長袖のものとする。
- (14) 着替は、大会中、連日山行を続けるということを考慮し、健康や体力等を維持するために濡れた時に着替えをする際に必要とする衣類を指す。
- (15) 水筒については、緊急時に備え、真水も必ず携行する（1人500mL以上）。
- (16) 細引きは4～6mmの太さで5m程度とする。
- (17) 充電式のヘッドランプについては、充電できるバッテリー等を持参する。
- (18) 地図は、大会実行委員会から配布されたものを携行する。
- (19) 地図・計画書については、耐水紙が使用されている場合にはさらに防水する必要はない。
- (20) ナイフは非常時の対応や調理での使用等を用途とするものである。カッターナイフは指定携行品として認めない。携行上の安全の観点から、フォールディングタイプとする。
- (21) 非常食は、基本的に調理が不要でそのまま食べられるもの。しかも、量的には少量でも栄養価が高く、腐敗しにくいもので、1日位は食いつなぐことのできることを目安とする（具体的には、1日の基礎代謝量基準値が1200～1500kcalであることを考慮し、最低1000kcalは所持するものとする）。個々人で持参し、一つにパッキングして非常食であることを明記しておく。
- (22) 帽子は風で飛ばないように工夫する。
- (23) ウェストポーチの使用は可とするが、歩行の支障とならないよう、大きさに注意する。

- (24) 記名については、実施要項に記載されている指示に従う。
- (25) 登山行動中にザックのデポを行う場合、天候の急変や鳥獣による被害に備える。
- (26) 装備はすべて選手が所持するものとする。監督個人用を除き、食料、ゴミを含め、監督に一部を持たせることはできない。

4 設営・撤収

- (1) 風雨や事故防止に配慮がなされ、テントの機能を損なわぬよう、チームとして合理的に設営が行われているかなどを審査する。
- (2) 配点は、設営・撤収の手順1.5点、設営後のチェック3.5点とする。
- (3) 設営はすべてエリア内で行う。ザックにペグやハンマーを含む共同携行品のテント一式を入れ、ザックの蓋を閉めた状態から笛の合図で開始し、笛の合図で終了するまでの10分間とする。終了の合図があったらテントエリアから出る。ザック及びペグやハンマーを含む設営に使用した共同携行品をテントに収納し、テント本体及びフライの出入り口のファスナーを閉めた状態をもって完成とする（テント本体はメッシュの状態も可）。
- (4) 設営手順は悪天にも対応できるように工夫する。
- (5) テント外のグランドシートは必ずしも使用の必要はない。使用する場合はテント本体底面程度の大きさまでを適切と判断する。
- (6) ポールの地面へのばらまきは、接合部に砂や小石が入ることによる破損の原因となるため、減点対象とする。
- (7) ペグを打つときは手の保護のため、ペグを持つ手に手袋を着用する。手袋は指先までであるものとする。
- (8) ペグはその形状、打ち込みの深さに関係なく、利いているか否かを審査の観点とする。
- (9) 張り綱は一部でも地面に埋没させてはならない。
- (10) 張り綱は、適度なテンションがありながら、テントやフライ、それらのファスナーに無理な負荷がかからない程度の強度を適切と判断する。
- (11) 就寝時にテントやフライの入り口を開けておくことは、天候、害虫等の条件を考慮したうえであれば可とするが、フライの取り外しは不可とする。
- (12) 就寝時は基本的に装備・食料等をテントの中に格納する。靴はフライの下においてもよいが、濡れないように配慮する。
- (13) テント撤収後は幕営地の原状回復をする。

	観 点	
	設営・撤収時	完成時
設 営 ・ 撤 収	チームワーク・手際	ペグ本数不足
	ポールの地面への放置	ペグ打ち込み過ぎ
	テントの扱い（土足、踏むなど）	ペグ打ち込み強度不足
	袋、物等が散乱状態	ペグの方向・位置
	ペグ打ち時の手袋	張り綱なし
	ザック散乱（本体）	張り綱の適切な処理
	ザックの雨蓋の処理	ザック、テント内へ未収納・整理整頓
	撤収・整理（ゴミ等）	入り口ファスナー、開いた状態
	ペグ穴埋め戻し	ハンマー未収納（手中、テント外など）
	予備（ペグ2本、張り綱1本）、ポール補修金具	本体とフライの接合
	監督からの指示	その他（審査員会で協議）
	その他（審査員会で協議）	

5 炊事

- (1) 安全や衛生に配慮しているか、食料計画が適切かなどを審査する。
- (2) 炊事は原則としてテントエリア内で行う。テントの内外は、朝食は任意、夕食は指示がなければ外とする。夕食を作る際は必ずコンロを使用する。
- (3) コンロの安定と輻射熱対策は、一体型の場合は、コンロの安定のためにコンロ台または三脚によるものとし、分離型の場合は、輻射熱対策のためにバーナーヘッドの下にコンロ台を用いるか、バーナーシートを敷くこと。
- (4) 火気使用時は手袋（熱に強い物、綿素材の軍手は可）を着用して事故を防止する。
- (5) 炊事中は常にコンロ・コックヘルに注意をはらって事故防止につとめる。

		観 点		
炊 事	コン ロ	コンロの適切な使用	整 理	テント内の整理整頓
		コンロ台の有無		衛生シート周辺の整理整頓
		手袋の着用		ゴミの分別
	衛 生	管理者不在	計 画	メニュー・調理の工夫
		衛生シートの有無		計画書との不一致
		シート上の土あがり放置	その他	審査員会で協議

- (6) 主食はα化米も可とする。副食は、レトルトやインスタントの食品を単純に使用するのではなく、野菜（乾燥野菜可）など、その他の食材を組み合わせるなどして調理に工夫をする。
- (7) 調理は衛生シートの上で行う。ただし、コンロは衛生シート上で使用しない。
- (8) 食材の消費期限や保存方法に配慮する。暑い時期の山行で、要冷蔵食品は避けること。

6 天気図

- (1) 天気図の作成・解析、天気予報ができるかを審査する。
- (2) 天気図作成は録音または原稿読み上げによる一斉聞き取り方式で行い、制限時間は放送終了 20 分後までとする。
- (3) 予報対象は気象通報翌日の大会山域とする。
- (4) 作図にあたっては、統一学習資料「登山と気象知識」の「Ⅱ地上天気図の書き方」に準じることとする。
- (5) 作図の際、油性マジックペンを使用してはならない。
- (6) 天気図の審査項目
 - ①各地の天気、船舶からの報告
 - ・風向、風力、天気、気圧、気温の記入が適切か。
 - ・記入方法に誤りがなにか。(矢羽根、天気記号、気圧と気温の記入位置等)
 - ・船舶からの報告の記入場所が適切か。
 - ・記入漏れがないか。
 - ②高気圧、低気圧、前線
 - ・位置、中心気圧、進行方向及び速度（停滞等も含む）の記入が適切か。
 - ・記号に間違いがなく、さらに統一されているか。(LとHまたは高と低)
 - ・台風の予想進路（予報円）が適切か。
 - ・記入漏れがないか。
 - ③等圧線
 - ・放送等圧線の記入が適切か。
 - ・10hPa 毎に太くして気圧が記入されているか。(中心気圧が著しく低い台風等で、10hPa ごとの省略法で等圧線を引いている場合、密集により気圧の記入が困難であれば、最も外側の太線への記入のみでよい)
 - ・等圧線の交わりはないか、途中で切れていないか。
 - ・高気圧や低気圧及び前線付近の等圧線の書き方が適切か。
 - ・等圧線がなめらかになっているか。
 - ・等圧線に不都合はないか。
 - ④解析・予報
 - ・解析と予報が適切か。
- (7) 天気図審査の配点については、気象通報の内容により、採点担当で協議し、審査項目ごとの配点を加減できるものとする。

7 課題テスト

- (1) 自然観察、救急知識、気象知識のすべての課題テストに共通課題 2 点分を含める。出題範囲は、予報第 1 号における「登山隊長による巻頭の文章」、「日程及びコース」、「概念図」、「主な地名の読み」、「開催都道府県の山」、「大会開催自治体の歴史と地理」とし、該当のページを事前に連絡する。
- (2) 自然観察課題テストは、共通課題に加え、予報第 1 号で別途指定した範囲（該当のページを事前に連絡）、大会地図、1:25000 地形図を活用するうえで必要な基礎事項、主な登山用語（登山部報掲載）から出題する。実地の登山に役立つ知識の有無を審査する観点から、地図記号を書かせる、漢字表記の正誤を問題にする、といった出題は行わない。
- (3) 救急知識課題テストは、共通課題に加え、統一学習資料「登山の医学「予防とファーストエイド」をもとに、傷病の予防や応急処置についての実践的な知識を問う内容を出題する。実地の登山に役立つ知識の有無を審査する観点か

ら、漢字表記の正誤を問題にする出題は行わない。

- (4) 気象知識課題テストは、共通課題に加え、統一学習資料「登山と気象知識」の「I 登山と気象」をもとに、気象現象の原因や仕組みと変化の傾向、気象に関する情報の活用、観天望気等についての実践的な知識を問う内容を出題する。また、予報第1号における、大会山域の気象についての記載も出題範囲とする（該当のページを事前に連絡）。実地の登山に役立つ知識の有無を審査する観点から、漢字表記の正誤を問題にする出題は行わない。
- (5) すべての課題テストは、黒色のボールペンを用いて解答するものとする。

8 計画書

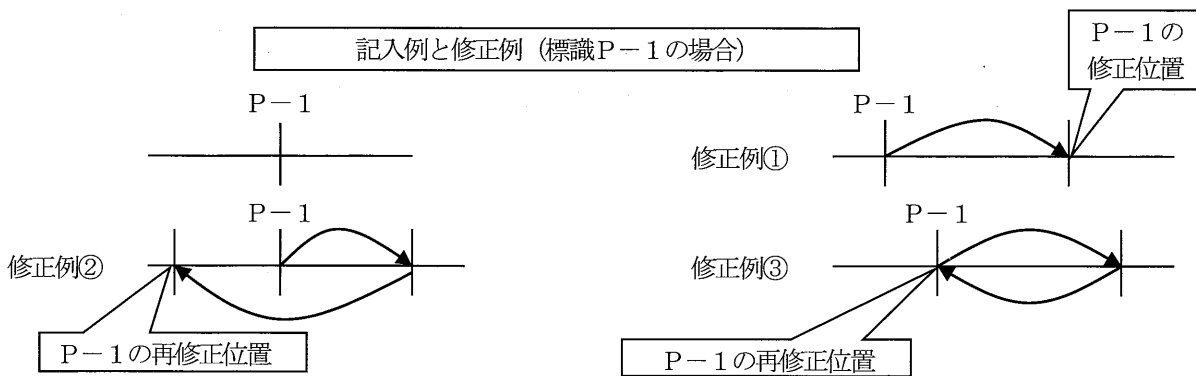
- (1) 登山計画書の記載が適切であるかを審査する。
- (2) 計画書を作成する能力を審査するため、すべてをメンバーで自作すること。予報、ガイドブック等からのコピー・部分的な改変のほか、男女出場校などにおける他チームとの共用も、各校が使用している様式、フォーマットを除いては不可である。特に概念図、断面図においては、部分的な改変があっても共用とみなす。
- (3) 計画書の構成は審査基準の項目順に従う。
- (4) 計画書の表紙に、所属するコース隊名、所属する班、県名・学校名を記載する。
- (5) 計画書はパーティの資料であると同時に、登山届けとしての提出物である。必要な情報を素早く見出すため、審査基準にあげた項目以外は基本的に含めず、第三者が見てもわかりやすいように記載する。
- (6) 緊急連絡先における留守本部とは所属校責任者をさし、休日・夜間の連絡先も含む。
- (7) 日程表には、学校（家または駅）から出発して学校（家または駅）に帰るまでを記入する。
- (8) 概念図には、主要地点名、ルートや尾根線、ルートとつながる他の登山道、主な道路・河川などを記入する。また、距離、方角がわかるようにする。
- (9) 断面図は縮尺1:25000の地形図または大会地図をもとに、水平距離と高度の比が1:4～1:6の範囲に収まるよう作成（高度を強調し、高度の100mが水平距離の400～600mと同じ長さになるようにする）し、主要地点名を記入する。
- (10) 食料計画には通常の朝食・昼食・夕食のほか、行動食・予備食・非常食すべてについて、献立、カロリー、分担、重量を記載すること。ただし、昼食と行動食を兼ねてもよい。
- (11) 救急装備表には医薬品リスト（医薬品名、使用法、所持量）を含む。
- (12) 予報2号および予報2号送付までに通知があった事項・変更等は計画書に反映させる。
- (13) 計画書における「主要地点」は、予報1号の「概念図」「コース案内」「行動予定表」および大会地図に記載されている地点から、事前に連絡する。

9 行動記録

- (1) 行動記録の記載が適切であるかを審査する。
- (2) 行動記録は配布された所定の様式による記録冊子に、日時の経過に沿って、事後に役立つ記載をする。
- (3) 行動記録における「主要地点」は、予報1号の「概念図」「コース案内」「行動予定表」および大会地図に記載されている地点から、事前に連絡する。また、主要地点以外で休憩した際は、その地点での記入も行う。
- (4) 「メンバーの体調」については、急変時を除いて、通過地点での記入は必要ない。ただし、チーム行動時にはチェックポイントにおいてメンバーの体調を記入すること。
- (5) 「コース概況・自然観察など」には、その地点までのコースの概況や自然環境等を記述する。それぞれ休憩時間の一部を利用して記載できる程度の簡潔なものでよい。「コース概況」とは、コースの状況、見どころ、危険箇所や注意すべき点のうち、特筆すべきことがらを書く。「自然観察」については、植生の全体像（落葉広葉樹林、草原、など）あるいは代表的な種（優占種や目立つもの）、またその山・場所を特徴づける種について記録する。天候の急変や不測の事態についてもこの欄に記載する。

10 読図技術

- (1) 地点確認ポイントは、地形やルートの特徴により、初見でも特定可能である水準を、設置の基準とする。
- (2) 地点確認の解答は配布された所定の地図に記入する。予備は用意しない。
- (3) 地点確認ポイントの表記は、太さ0.5mm以下の黒色の油性ボールペンで、登山道に直交する線で示し、あわせてポイント名を記入する。間違ったときは正しい線まで矢印を引いて示す。
- (4) 地点確認の許容誤差はすべて前後1mmとする。



(注) 修正例③の「半別不能」の例



※修正の場合、最初に記入した標識記号を起点として矢印を書くこと

11 マナー・自然保護

- (1) 他の登山者への配慮、自然保護をわかまえているかなど、マナー全般について審査する。
- (2) 就寝時を含め大会日程全体を審査の対象とする。

マナー・自然保護	観点	
	起床時間前の活動の有無	自然保護への配慮
	集合時間に遅刻する	休憩時のマナー
	指示違反	消灯後の活動の有無
	急な加・減速等、スタンドプレーの有無	その他の迷惑行為 (審査員会で協議)
	課題テスト時の不正行為の有無	

- (3) 消灯時刻、起床時刻厳守に努めたうえでもなお、トイレ、救護等の必要が生じた場合、就寝時間中であってもテント外に出ることを認める。その場合、他のテントに光を当てたり、声を出したりしてはならない。
- (4) 自然保護についてのマナーには最大限の注意を払う。ザックのデゴもその点に留意するとともに、他の登山者にも配慮し、置く場所を考える。
- (5) 審査を意識してのスタンドプレーや、歩行ペースの急激な加減速をしてはならない。腕振りや足運びを4人で故意にそろえる行為が顕著な場合は、スタンドプレーと見なされる可能性がある。

12 その他

- (1) 監督・リーダー会議における回答は、基本的には事前に受け付けた質問および、それについての再質問に限定する。質問は学校名をつけて公表する。ただし、質問の内容によっては回答も公表もしない場合がある。
- (2) 課題テスト等の受験者は特定しない。
- (3) 登山行動中の選手と監督の接見は、コース隊長が認めた時だけとする。
- (4) テスト類返却時の質問は、明らかな採点ミス以外は受け付けない。内容に関して質問・意見がある場合は、後日、監督が文書で各都道府県の委員長を通して事務局に提出すること。
- (5) 補助具によらない歩行技術の審査のため、登山大会ではストックの使用を認めない。ストックの使用が確認された場合は、「歩行技術」の点数を0点とする。
- (6) 審査の公正を期するために、GPS機能の有無に関わらずスマートウォッチを含むウェアラブル端末、パソコン、タブレット、スマートフォン等を所持することを認めない。
- (7) 課題テストにおける不正行為や審査に関係する携帯電話の使用が確認された場合は、当該の審査の得点を0点とする。
- (8) GPS機能を有する機器は、いかなるものも大会中に所持することはできない。所持が発覚した場合は、「読図技術」のすべてを0点とする。スマートフォン、時計 (スマートウォッチなど)、カメラ等、十分な注意が必要である。

- (9) 登山隊編成から解団式までは登山の行程として審査を行う。必要な装備、食料等は登山隊編成時点でメンバーが所持しておくべきものであり、水汲みや、大会運営で供する場合を除き、追加することはできない。メンバー以外（監督を含む）からの補給、あるいは自販機などによる購入が確認された場合、そのチームの全得点を参考点とし、順位は付けない。